

令和6年度から後期高齢者健康診査の対象者を**拡大**します



滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます。）では、健康診査（以下「健診」といいます。）を実施しています。

これまで、広域連合では、糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防することを目的に、下記のとおり対象者を限定して、健診を実施していました。しかし、被保険者のみなさんに広く健診を受診いただき、より的確に自覚症状のない病気を早期発見するとともに、ご自身の健康状態を把握いただき、健康づくりに役立てていただくため、**健診の対象者を拡大します。**

後期高齢者の健康診査の対象者が変わります

▶ 対象者

●後期高齢者医療制度に加入している方（ただし、次の条件に当てはまる方は対象外）

令和6年度から下記のとおり対象外となる方を変更します。

これまで	
① 糖尿病や脂質異常症等の生活習慣病により医療機関を定期的に受診し、血液などの検査歴がある方	対象外
② 要介護認定を受けている方で血液などの検査歴がある方	対象外
③ 病院や老人ホームなどに入院（6か月以上）や入所している方	対象外



令和6年度から	
① 糖尿病や脂質異常症等の生活習慣病により医療機関を定期的に受診し、血液などの検査歴がある方	対象
② 要介護認定を受けている方で血液などの検査歴がある方	対象
③ 病院や老人ホームなどに入院（6か月以上）や入所している方	対象外

お願い

対象の方が大幅に増えるため混雑が予想されます。受診時期を繁忙期（9月、10月や冬季予防接種期間）からずらす等、**分散受診にご協力をお願いします。**



お問い合わせ先

滋賀県後期高齢者医療広域連合 TEL 077-522-3013
甲賀市 保険年金課 TEL 0748-69-2142